

# だいたう 議会報告

日本共産党  
大東市議会議員団  
大東市谷川1丁目1-1  
議員団控室直通  
TEL/FAX 871-5588

市議員 **つとむ** **いづみき 勉** TEL.090-3864-5037

市議員 **かつこ** **とよあし 勝子** TEL.090-1079-8939

市議員 **しげる** **とびた 茂** TEL.090-7099-8429

## 大東市聴力障害者協会の定期総会

第34回となる聴力障害者協会の総会に、3人の議員団が参加、激励しました。

挨拶にたった樋口武則会長は、手話を交えながら活動の報告や思いを述べました。

中でも、「貴方にとって『やさしいまち』とは何ですか？ 障がい者を基にしてまちづくり。そうすれば全体に優しくなれる」と、言う提案には相づちを打ちました。



暮らしの中のバリアーはハード面でもソフト面でも多数ありますが、社会的にもっとも弱い立場の人の視線でまちづくりを行っていくことが、今後更に求められていくことでしょう。

2月の自立支援協議会主催の『障がい者の権利って何？』という学習会で述べられていた言葉と合わせると全体のまちづくりが見えてきます。

それは、「コミュニケーションの壁はどこにでもあり、ろうあ者のバリアフリーは手話を広げること。そんな私たちの呼びかけに、市民の方々に応



## 新日本婦人の会・大東支部大会盛大に!

3月28日午後より、市民会館で新日本婦人の会(新婦人)大東支部の定期大会が行われ、3人の議員団が参加しました。



大会は50人以上の会員や、激励に

にも現れているように思います。

駆けつけた来賓で埋め尽くされ、来賓紹介・挨拶ではとよあし市議が議員団を代表して議会報告を行いました。

この大会では、主催者の配慮でペットボトル入りのお茶が配られ、あるいは演台やテーブルに季節のお花を飾られたりと、きめ細やかな配慮がされていました。

窓に貼られたタペストリーにもあるように平和守れの思いが、こういった配慮

大東原水協主催による学習決起集会が3月25日に市民会館で行われました。

学習会の講師として世界中を飛び回っている梅田章二弁護士

が、核兵器を取り巻く世界的情勢を分かりやすく説明。続いての質疑応答のあと、NP T(核不拡散条約再検討会議)へ、アピール署名を携えてニューヨークへ行く代表の決意表明も行われました。

岡田倅子さん(大東四條畷保健生協)代表は、「2月に選ばれてびっくり!

早速3月から各支部を回りながら責任の大きき感じている。『健康・いのち』の原点は平和。全てが一瞬でなくなる核兵器はいらない!と力強く決意を語りました。

400万筆の署名は既に船に乗せられて、NYに向かっていているそうです。



## 大東同和裁判証人尋問へ

3月24日に第18回裁判が行われ、やっと証人尋問の日が決まりました。4人の証人への尋問が行われます。

2007年5月9日に提訴してから丸3年が経ち、やっと証人尋問となりました。予想ではこの証人尋問を経た上で9月頃に判決がおりそうです。

大東市は一時、補助金の見直しも行ないましたが、その後同和問題の真の解決ではなく、同和問題の矛盾を温存する方向に逆行しています。

**6月30日(水)**  
午前10時30分から12時  
午後1時30分から4時30分  
大阪地裁1007号法廷  
(傍聴席は50人ほど可)  
当事者の元職員Nの尋問は午後からの予定です。

## 法律相談

5月7日(金)7時~  
大東市民会館  
※先着順です  
871-5588まで

三月議会

飛田市議の一般質問を紹介します。

1、住宅用火災警報器について。

Q大東市火災予防条例による義務づけ

平成18年から23年6月までに、全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。当初は大東市火災共済の掛け金を免除する制度も導入されていきました。この、住宅用火災警報器には、煙感知方式と、熱感知方式などがあり、それぞれに設置場所が違います。

これらの火災警報器の取り付け箇所確認は、この間どのように行われているか。また、その際、有効期限については確認しているか。

A II有効期限については自己管理、指導していません。

Q 条例の主旨

この条例の元になったアメリカでは、火災警報器の設置を義務化して98%の設置率で、逃げ遅れによる死者が二分の一に減ったと聞きますが、本市での条例化から今日までの

効果は。

A II 昨年は36軒の火災、内住宅は8軒、その内5軒は設置され、ぼや程度。一人の方が亡くなったが、警報器は設置されておりました。

Q 現在の設置数、もしくは市内での普及率について。

A II 全世帯数の54%の普及率です。

Q 来年の5月末日で、条例による設置期限を迎えるが、100%設置は可能か？設置のための手立ては？とりわけ逃げ遅れて被害に遭いやすい方・高齢の方には、一日も早く火災警報器を設置していただけるように手立てを尽くすべき、この点は？

A II 色々な媒体を通じて普及率向上に努力していきたい。

Q 日常テストについて、たとえば、月1回は必ずならしてみるなど、テスト・点検をすることが重要ですか。とりわけ、独居老人や高齢者世帯など、自力での確認が困難な世帯ではさらに重要。

Q 所管は変わるが、3月号の大東市報でも、トップ記事として、「SOSカード」の普及を上げていますが、そのカードに点検チェック表を挿入するなど、消防と健康福祉部がデータの共有をしながら、タイアップしてこの問題に取り組むことは出来な

Q 消防・現在老人の方のデータはございませぬので、データ共有をお願いしたい。

A II 福祉・消防で持っているデータを付き合わせることで、非常にいい形になると思っています。

A II 消防・現在老人の方のデータはございませぬので、データ共有をお願いしたい。

Q 消費電力量が少ないLEDを使った防犯灯が作られています。市の責任によってこのような省電力タイプへと随時交換は可能か？

A II 取り付け費用等を十分調査の上調整したい。

\*現在、中央郵便局前を西側に入ったところに9wのLED街灯をテスト運行しています。明るさが気になる人は夕方以降に訪れてください。

Q この要綱は、地域からの要請を待って防犯灯を設置するというもので、きわめて消極的だ。安心安全のまちづくりを言うならば、未だ尚暗い地域があることを放置しておくわけにはいかない。

A II 各地区の方々において個別に点検をしていたり、だくということが前提。新設要望が少ない場合には再度追加の依頼をしている。

Q 昭和57年に作られた要綱を全改正したのが平成15年1月とありますから改正されてから既に7年経つ。市内の東部地域・西部地域などの一部に暗くて危険な住宅街があることをご存知か。

申請があった地域から設置するばかりでなく、市として防犯灯が必要な地域へ出かけていき防犯灯が必要となる箇所について設置できるようなしくべきと考えますがいかがでしょうか。

A II 全体は市として見て回ったことはございませぬが、暗いところはありませんかという点検をお願いしている。

Q 情報が市民から入ってくることを待っていることが消極的。大東市の市街地マップにピンを刺したり、塗りつぶしてみたりして、偏りがなければ、真つ暗な地域はないか、デスクワークでは分からないところへ夕方から夜にかけて足を運んでみて、市の職員としての視線で町並みを見ていただく、実態を調査する、より積極的・能動的なアクションを起こせないか。

A II 前回の地域安全推進連絡会の中でも、いろんな意見も出て、もう一度点検しようとか、警察の情報もある程度聞いたら、とかの中で今後そういう中で検討していきたい。100%足りているとは思っていない。

Q 通勤通学で駅から自宅へ帰る道筋で暗くて怖い思いをした人がいます。あるいは実際に痴漢被害やひったくり被害なども起こっています。自分の住んでいる地域と違う地域を通過している場合、防犯灯の設置を訴えたくても区長さんの名前も住所も分からない、市役所では、区長を通じて申請してくれという対応では、解決しない問題だ。

最後に、安心安全を施政方針で宣言した市長にうかがいます。

A II 粗暴犯・凶悪犯は減っている。増えているのは路上犯。大東市のみならず、特に女性の方が歩くときには、道路側ではなく民地側の方でバッグを持ってもらいたい。

そして、自転車の前かごは蓋をして。暗くて危ない、帰るのも寂しいと言われるようなところがあれば、おっしゃってもらえば、市でも放っておるわけではないと言っています。